

後発医薬品、バイオ後続品の使用促進について

当院では厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従って、後発医薬品（ジェネリック医薬品）、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用に積極的に取り組んでいます。

これは、医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善につながる取り組みです。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分を使用し、品質、効果、安全性が同等の医薬品です。服用しやすいように大きさ・味・香りなどが改良されているものもあり、さらに、先発医薬品に比べて低価格となります。

バイオ後続品（バイオシミラー）とは

バイオ医薬品とは遺伝子組換え技術や細胞培養技術を用いて製造される注射剤を中心とする医薬品です。そのうち、バイオ後続品とは先行バイオ医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品で、先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が示されたものになります。さらに、先行バイオ医薬品よりも低価格ですので、患者さんの経済的負担の軽減が期待されます。